

# 埼玉福利厚生援護会だより

令和5年秋号

法改正

p2

令和5年4月 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上に  
令和6年4月 時間外労働の上限規制の猶予が解除(工作物の建設業、自動車運転業、医師)  
令和6年10月 社会保険が適用拡大

p3

## 直近の法改正一覧

求人の変更、現物給与の金額改定、賃金のデジタル払い、労働条件の明示ルール変更  
裁量労働制の導入・継続手続きの変更、障害者雇用率引き上げ、iDeCoの拠出限度額変更、等

p4~5

## パート(有期雇用労働者)の労務管理

有給休暇、労働条件の文書交付、労働条件の説明義務、労災保険、雇用保険、社会保険

p6~7

## 正社員とパート(有期雇用労働者)の賃金格差の合理性

裁判事例から手当別(通勤手当、賞与、退職金、精勤手当、時間外手当)によみとく

p8

## 月給制の場合の割増賃金の計算方法

パート・有期雇用労働者

賃金

令和5年第2期労働保険料の納期です  
納期限までにご納付をお願い致します

当会にて社会保険(健康保険・厚生年金保険)のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ 048-640-6543 (代)

会長の西村がブログを更新しております。下記をご覧ください。  
「西村治彦の日記」

# 社会保険に加入しましょう



**経営者の方も  
所得補償のある労災保険に  
任意で加入すれば  
安心です。  
4ページ参照**

## 労災保険

1人でも従業員を雇っていれば加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、ご加入済みです。ただし、経営者の方のご加入は、別途申し込みが必要です（任意）。セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



## 厚生年金保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入（飲食業、理容業、等の一部の業種は任意加入）



## 雇用保険

31日以上引き続き雇用が見込まれ、1週間の所定労働時間が20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）を1人でも雇っていれば加入義務があります。



**雇用保険料が  
令和5年4月  
に変更されました。  
4ページ参照**



## 健康保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入（飲食業、理容業、等の一部の業種は任意加入）

**健康保険・厚生年金保険の  
加入対象が段階的に広がります  
詳しくは2ページ**



**当会では 窓口一つで 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険のお手続きをしています**

下記は顧問契約が必要です（料金別途）

- 健康保険・厚生年金保険のお手続き
- 就業規則や労使協定の作成及び届出
- 助成金の申請
- 労務相談
- 給与計算、等



### 社会保険労務士 26名

西村治彦、原田淳也、橋本宗太郎、津久井美知子、西拓也、塩島英和、長和浩、弓削学、松浦良介、武藤雅子、館野真一、山崎勝則、菱野義将、山崎千恵理、堀口晋作、岩崎由帆、小山真史、有田公明、柳原庄二、沼田敦、伊藤益弘、萩原淳、林浩太、齋藤慎、和泉智孝、神長寛人



西村社会保険労務士事務所の所長の個人ブログを公開中

西村治彦の日記

検索

詳しくは当会まで

**048-640-6543**

埼玉福利厚生援護会

検索



### 今月の深掘り知識

割増賃金の計算の基礎となる賃金

**Q. 月給制の場合、どのように割増賃金の計算をするのでですか？**

関連記事:「時間外労働の割増賃金率50%以上」→2ページ  
「正社員とパートの賃金格差の合理性」  
→7ページ下の時間外手当

#### 割増賃金額の計算方法

1時間あたりの賃金額\* × 時間外労働、休日労働、または深夜労働を行わせた時間数 × 割増賃金率

**A.**

\* 1時間あたりの賃金額は、月額制の場合、次のように計算します。

**Point!!** 月の所定賃金額 ÷ 1か月の（平均）所定労働時間数

「月の所定賃金額」から、次の①から⑦の賃金については除外することができます。7項目以外の賃金は全て算入しなくてはなりません。

- ①家族手当（扶養家族のある労働者に対し、家族の人数に応じて支給するもの）
- ②通勤手当（通勤に要する費用に応じて支給するもの）
- ③別居手当
- ④子女教育手当

⑤住宅手当（住宅に要する費用に定率を乗じて支給するもの）

⑥臨時に支払われる賃金

⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

ただし①②⑤について、実際には家族の人数や費用等に関係なく一律に支給している手当は、割増賃金の計算の基礎に含めることとされています。

**Point!!** 原則、毎日の時間外労働、深夜労働、休日労働は分単位で正確に計上しましょう。1か月の各総時間数に1時間未満の端数がある場合、30分未満を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げ可能です。30分以上は切り捨てできませんのでご注意ください。